

西海学園高等学校 文化部活動に係る活動方針

文化庁

文化部の部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

長崎県文化部活動の在り方に関するガイドライン

・「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「障害・外傷の予防のほか、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成するためにも、分野や活動目的等の特性を踏まえつつ、文化部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようになること。・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないように、留意すること。・学校全体として文化部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。・文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

学校法人 西海学園 文化部活動の在り方に関するガイドライン

本校の活動方針

【部活動のねらい】

- ・生徒が主体的に自発的に部活に取り組み、高い技能や表現力を向上させるだけでなく豊かな感性の向上を目指す。
- ・部活動を通じて協調性、連帯感や責任感などを育成すると共に、指導者に対する礼節や感謝の心を養ってゆく。
- ・目標に向かって互に錬磨しながら、豊かな人間性を築き心身ともに健全な育成を図る。

【休養日及び活動時間】

- ・週あたり原則として1日程度の休養日をとるものとする。
- ・平日の活動時間は原則として3時間程度とする。
- ・考査期間は、練習を原則として1時間程度とする。但し公式の演奏会や大会がある場合はこの限りではない。
- ・長期休業中は、ある程度の休養期間を設けるように配慮をする。

【活動計画立案（大会参加の目安を含む）及び提出と公開】

- ・各文化部は活動方針に準じた活動内容の計画（活動日・参加予定大会の日程及び休養日等）を作成し実行する。

【保護者や外部指導者との連携】

- ・部活動指導者研修会などにも積極的に参加し、指導におけるスキルの向上を目指してゆく。また保護者への大会案内の通知と承諾を事前に行う。

【事故防止について】

- ・顧問・生徒共に熱中症の知識を深め、部活顧問はその予防のため活動を的確に把握し、適宜その対策を行う。大会案内の通知と承諾を事前に行う。
- ・休養日を設定して、疲労の蓄積がないように適切に指導する
- ・体罰やハラスメントの根絶を徹底する。

文化部活動に係る学校の実情等

【生徒や保護者、地域の実情】

- ・地域の方々も部活動を通じて、本校に強い関心を持っていただいております。技能や表現力の向上だけでなく感性の育成が求められている。
- ・地域のイベントへの参加依頼も多く。参加することで祭事や演奏会などに貢献している。

【施設等の使用状況】

敷地内 音楽室、書道室、放送室など設備されている。